

職場の

南納税協会 主催研修



パワーハラスメント防止研修

職場のいじめ・嫌がらせに関する都道府県労働局等への相談は8万2千件超(平成30年度)で7年連続民事上の個別労働紛争相談の中でトップです。厚生労働省は、来年度以降の法改正に向けて、職場のパワハラを防止するため企業に求める指針案をとりまとめました。この指針案ではパワハラの実体例や企業の予防措置など、企業による雇用管理上の措置義務として、職場のパワハラを防止することや、必要な措置をすることなどが盛り込まれました。大企業は2020年6月から、中小企業は2022年度から対応が義務化される予定です。本研修ではその事業主が講ずべき雇用管理上の措置義務等について具体的にわかりやすく解説いたします。

身体的な攻撃

人間関係からの
切り離し

過少な要求

過大な要求

精神的な攻撃

個の侵害

企業内でパワハラが起これば、職場環境や秩序は乱れ、生産性が悪化し、人材が流出するなど、企業にとってマイナスとなることばかりです。またひとたび問題が表面化すれば、企業のイメージダウンにつながり、新たな人材の確保が難しくなるなど企業経営に大きな影響を及ぼします。

- ◇ 日時 2020年4月21日(火) 14:00～15:30
- ◇ 場所 公益社団法人 南納税協会 3階会議室
- ◇ 講師 特定社会保険労務士 辻真吾氏
- ◇ 主催 公益社団法人 南納税協会
大阪市中央区谷町7-5-22 TEL 06-6762-2457
- ◇ 定員 50名(先着順)



参加費

南会員	無料
他協会	2,000円
一般	3,000円

※お手数ですが下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

南納税協会のホームページからもお申込みいただけます。

◇ パワーハラスメント防止研修 申込書 ◇

公益社団法人
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

○をご記入ください

※ご記入頂いた個人情報は、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にも使用させていただきます。

・南会員 ・他協会 ・一般

会社名		氏名	
住所	〒	TEL	
		FAX	